

た児童は、1,153 名であり、全体の約 16.5 %にあたる。他の児童福祉施設から措置変更された児童の内訳では、乳児院からの措置変更児童が 771 名、66.9 %となる（家庭福祉課調査）。全国乳児院協議会の調査によれば、平成 11 年度に退所した児童数は、2,785 名であり、このうち児童養護施設への措置変更児童数は、729 名で、全体の約 26.2 %であった。この割合は、親元引き取りの 62.3 %につぐものとなっている。なお、実数での若干の差異は、後者が施設協議会主体の調査であり、全施設が回答していないことが原因と思われる。この数値は若干の変動はあるものの、最近大きな変化はない。

上記の数値をみても、一定数の児童が乳児院から児童養護施設に措置変更されることがわかる。これは、早期家庭復帰という目標が掲げられ、養育者もそれを望んでいても地域で利用できる子育て支援サービスの不足からそれが不可能であるケース、養育者の生活力や養育力が回復していないケース、虐待など引き続き親子分離が必要と判断されるケース等様々な要因によっていると考えられる。実際の措置変更を想定する場合、児童養護施設数と乳児院数との差異や、地域配置相違などによる物理的な距離の問題、児童相談所・養育者・施設との連絡や連携、養育者への説明と同意、児童の生活安定など解決すべき課題が多い。これらの課題については、本研究プロジェクトでは、当事者の一方である利用者すなわち養育者については、ヒアリング調査を実施した。利用者調査は、当該調査の目的等で記述したように、これまでの先行研究もほとんどなく、その意義は大きいといえるだろう。しかし、利用者の意見聴取だけでは、子どものパーマネンシーを検討する本プロジェクトにとって、十全な資料とはならない。現行制度の問題点はあるにしても、

措置変更のいまひとつの当事者である児童養護施設・乳児院が、これをどのように受け止め、どのようなサービス提供を行い、そしてなにを課題としているかについても知る必要がある。本調査では、児童養護施設・乳児院が措置変更についてどのように対処し、児童・養育者へのサービス提供をおこなっているか、特に措置変更時点を中心に明らかにすることを目的とした。

2-B 調査の方法

調査は、郵送調査とし、乳児院は同一敷地内に児童養護施設を付設する乳児院を除いた 76 施設に調査票を送付した。同一敷地内に児童養護施設を付設する乳児院については、本プロジェクトで訪問ヒアリングを実施しており、そこで同一内容の質問をおこなっているために重複をさけるために除外している。返信施設数は 56 施設、有効回答数 56 施設であり、回収率は 73.7 %であった。児童養護施設については、乳児院からの措置変更児童を過去 3 年以内に受け入れたことがある施設を調査対象とした。調査票送付施設数は 552 施設であり、うち返信施設数は 342 施設、さらに「受入あり」は 250 施設、「受入なし」は 92 施設であった。この調査では、選択肢による回答と同時に自由記述による回答を多くともめ、各施設の意見が直接反映される工夫をおこなった。

2-C 調査結果

2-C-1

乳児院調査

— 乳児院入所措置について —

乳児院調査結果の概要

乳児院からの措置変更の問題は、入所時点から措置変更後に至るそれぞれのプロセスで存在すると考えられる。そこで、本調査では、入所時点から時間的プロセスにそ

いながら乳児院に回答を求めた。

(1) 乳児院措置時点

児童相談所との連携では、問1・問5から読みとることができる。全体として、十分な情報提供と援助計画を前提とした乳児院利用が必要であるとされている。情報提供では、乳児の特徴でもある医療や発達なども含まれる。自由記述でも、書類・情報などのコミュニケーション不足を指摘する意見が見られた。また、一時保護委託の課題や一時保護から措置への変更についても指摘があった。

養育者との関係では、入所前の見学について、問2と問3とでたずねている。実際に受け入れている件数(頻繁と数回で52、ほとんどとまったくないで4)と比較して、「あるべき方法」として、判断を保留する「どちらともいえない」が増えている(10)ことに着目できる。この要因は、養育者の生活課題によっては見学が適切でない場合があること、養育者と施設との距離が遠い、児童相談所との役割分担が不明確であることなどが考えられるが、インフォームド・コンセントからの視点からは見学は必要であろう。問4養育者との確認内容では、今後の支援内容、施設利用に関するきまりに多くの回答が寄せられた。また、その他の内容としては、入所後乳児院側からは連絡がとれなくなる場合があることが指摘された。この点は、児童が病気になった時の対応にも連動する。

問5の回答抜粋

- ・障害児・虚弱児への対応を考えて欲しい。養護相談の充実
- ・入所後の援助計画の策定。保護者との連携、援助
- ・決定権を有する児童相談所であることの自覚がほしい
- ・入所した子ども・家庭に対しての定期的な訪問

・連絡、情報伝達を密に。必要書類の不備をなくして欲しい

・一時保護委託制度を長期間使わないでほしい

・医療機関等他機関と連携してほしい。連絡会議の開催

・児童および保護者の健康状態等の把握

(2) 乳児院入所中

問6では、養育者との連絡調整が可能なケースの割合についてたずねた。全体で6割以上連絡が取れる施設と5割以下とした施設とでは、2対1の比率である。これは、1の「措置時点」との関連する。連絡内容は、問7・問8に示されるように施設側からは帰省・行事参加などが多く、養育者側からは子どもの様子についてと帰省・面会依頼、行事参加などの連絡が多い。問8のその他の内容では、養育者の育児や生活などの日常的な相談への対応がなされていることが回答された。この点は、養育者と連絡がなかなかとれない状況がある一方で、養育者が子どもを施設に入所させつつ、さらに社会的援助を必要としていることを示唆している。問10では、養育者側に疾病や生活課題がある場合、虐待ケースなど、施設側が対応に苦慮する場合は示された。

また、児童相談所との連携では、問9で養育者との連絡調整、子どもの支援計画に関して、子どもの状況把握という3つの選択肢すべてに、ほぼ同数の期待が寄せられた。その他の内容をみると、子どもの発達状況とも関連して、乳児院への指導あるいは事例検討会への参加への期待が示された。

問10の回答抜粋

- ・養育者に精神病・知的障害などがある場合
- ・養育姿勢・生活状況の不安定さ・情緒不安定さ

・虐待ケースにおける、家庭との関係の調整

・家庭引き取りに向けて、子どもとの愛着関係を作り上げていく過程。養育者との連携

・養育者、児童相談所、院との三者の関係の構築

・養育者による虐待ケースで、養育者に虐待の意識が薄いケース

・入所していることを親等に秘密にしている場合

・子どもの親権を両親が争っている場合

・養育者からの借金の申込

・障害があったり虚弱な子どもの措置変更先施設の利用を進めるための調整

・養育者の生活環境が好転しない場合の家庭引き取り

・養育者にとって入所している「児」は一体誰の「児」であるのかどのような責務があるのか、教育する場が必要

(3) 措置変更時点

問11では、児童相談所に養育者・変更先施設との仲立ちを求める意見が多かった。その他の意見でも、養育者だけではなく乳児院にとっても措置変更が突然なされることへの批判的意見や、措置変更にいたるまでのならし保育の調整、措置変更後の養育者や児童のフォローアップを求める意見が示された。問12の養育者とのかわりでは、措置変更時点で養育者の状況が把握でき、措置変更を共同作業として行える必要が示唆されている。措置変更先施設との連携では、やはり十分に情報を共有化することと、十分な準備を養育者とともに、おこない問14にも示されたように措置後の連絡もおこなっていく必要性が認識されている。

問12の回答抜粋

・家庭引き取りの場合で、養育者の生活状

況に不安をおぼえる場合

・慣らし保育中に、親が同行出来ると、その後の関わりが円滑にいく

・次の施設で幼児が少ないと分かっている
ので、まだ乳児院でという要望がある

・養育者が子どもをネグレクトしている場合。連絡がつかない時

・養育者の住居と、措置変更先の距離等の考慮、面会に行きやすいかなど

・養育者との関わりが薄いなかで、年齢等の形式要件を満たしたというだけでの措置変更は問題

(4) 改善に関する全体的意見

現行システムの問題については、施設職員の配置、相互訪問、障害児の措置変更先確保、児童養護施設の幼児枠の拡大などが意見として出された。

問15の回答抜粋

・年齢にとらわれることなく子どもの心身、社会性等の発達年齢に応じて措置変更すべき。

・措置変更先を、家族や乳児院が選べるとよい。事前訪問の重要性

・虐待児の入所の増加が人件費を圧迫している。内容によって措置費見直しを検討すべき。

・現在、養護施設における幼児枠が少なく、乳児院から養護施設への措置変更が難しくなり長期間待っているケースが目立つ。改善を望む。

・養護施設によっては、措置変更前後の相互訪問を受け入れてもらえないところもある。

・施設変更の場合、異動先の施設がなかなか決まらず、異動日の数日前に連絡が来ることもある。

・親元引取の場合、引取後も乳児院との関係がつながるケースが多い。

・乳児院入所の時点で、変更先まで決定し

てほしい。

- ・児童養護施設の幼児への職員配置が低過ぎる。
- ・関係期間との連携の必要性
- ・知的、身体的障害を抱えた児童を専門的に指導してくれる施設が少ない
- ・病虚弱児の施設が欲しい
- ・現行の措置制度の存続時期の展望を明確にすべき。

2-C-2 児童養護施設調査結果の概要

児童養護施設は、被虐待児童への対応や高齢児童の社会的自立に向けた指導など多くの実践的課題を抱えている。受け入れ児童の年齢も、2あるいは3才児から18あるいは20才までと乳児院に比較して幅が広い。同時に児童養護施設は、多様な生活課題を持った養育者にかかわっていてもいる。幼児のケアについては、これを年齢別横割りで行き学齢時に縦割りに編入する。当初から、小規模グループのなかで年齢縦割り編成のなかに組み込む。一定年齢までは、女子グループに性別関係なく組み込む、グループホームなどを活用する等、さまざまな試みがなされている。これは、児童個々の状況に応じた処遇や施設の規模や特徴に応じた結果であるという一方で、一定のケアタイプが確立されているなかから、状況に応じた選択をおこなっているというよりも、施設個々の考え方によって多様なパターンが生じているといっていよう。そこで、措置変更児童や養育者との対応について、措置変更時点でのかかわり、児童の発達・生活上の課題、養育者との関係、措置変更全体に関する意見を得ることとした。

(1) 措置変更時点でのかかわり

問1では、回答施設中26.9%の施設で過去3年以内には措置変更児童を受け入れ

ていないことが示された。問2では児童相談所との連携のなかで、「子どもの家庭状況」、「子どもの個性や特徴」、「今後の援助方針などの情報提供」などが求められていることが示された。特に、乳児院入所時との子どもや養育者の状況変化の有無や、乳児院でのケア内容や子どもの発達や健康状態、養育者とのかかわりについては必要な情報といえる。この点について、回答では直接乳児院との情報交換をおこなっているとする児童養護施設もあった。

措置変更時点での乳児院との相互交流は、措置変更前の施設見学に関する実態と意見として問3・問4を設けた。実際の見学については、「頻繁に受け入れている」、「数回受け入れたことがある」をあわせると150であり、これは回答数の61.2%にあたる。乳児院の場合には、入所前の見学の有無という設問でほとんどの施設がこれを行っていた。措置変更前の見学に関する意見については、「是非実施するべきだ」と「出来れば実施したほうがよい」で226あり、全体の90%となる。この点では、乳児院の場合、実態よりもあるべき論でパーセンテージが下がっていることとの差異を読みとることができる。これは、乳児院入所という総体的な状況と、措置変更という特化された状況との差を反映しているとも考えられる。

措置変更後の乳児院との連携については、問5で「特に必要ない」という回答も15件あったが、連携の必要性を認める回答が大半を占めた。内容としては、子どもとのかかわりと家族・養育者との調整とに大別できる。前者では、医療的な情報交換に加えて、相互訪問や幼児に関するケアの知識提供を乳児院に期待する意見などもみられた。また、乳児院職員がボランティア里親として継続的にかかわっている事例の紹介や、長期的なかかわりを望む声もあった。

後者については、対応が困難と思われる親への具体的な対応方法や、乳児院に弟妹が入所している場合のファミリーケースワークについての連携があげられた。

（２）措置変更児童のニーズ

措置変更児童の情緒的問題についてたずねた問６では、「過度の愛着欲求」、「夜尿」、「夜泣き」が全体のなかで特に多くあげられた選択肢となっている。愛着欲求については、別の選択肢で「無差別的愛着行動」についても、全体では先の３項目についてあげられるものとなっている。愛着に関する問題は、生活環境の変化による不安、施設環境の変化（同年齢児あるいは自分よりも低い年齢の子どもしかいない乳児院から、人数も多く年齢も高い児童のなかで生活する）などが原因となっていると考えられる。その他の内容では、運動や咀嚼力の不足など、発達面での課題をあげる回答もみられる一方で、１ヶ月程度で問題は解消されていくという意見もあった。全体としては、類似する問題をグルーピングすれば、どの選択肢についても３～４割程度の回答が得られたことから、子どもの問題の多様性を指摘することができる。

児童受け入れに関して、最も難しい課題についてたずねた問７では、子どもの生活面、発達状況、家族との調整、施設の運営体制についての意見が出された。子どもの生活面、発達状況では、乳児院との生活リズムの相違やそれにとりまなう身辺自立の問題が指摘されており、この課題に取り組むうえでの乳児院との交流不足や職員の質量不足なども認識されている。また、病気などの対応に苦慮しているという意見も複数みることができた。児童養護施設と乳児院との環境変化では、縦割りに関するストレスや男性職員をこわがる傾向などが指摘された。また、長期的には思春期での行動化（問題の顕在化）を指摘する意見もあった。

家族との調整については、措置変更の場合入所が長期化することが多いなかで養育者との連絡がとれないことや、面会などについて十分な理解を得られないという問題が生じている。保護者がいない場合の里親委託の困難性を指摘する意見もあった。また、本プロジェクトでとりあげた無国籍児童との関係では、「親がオーバーステイで児童の国籍がない場合が多く困っている。就学の場合仮入学の制度でよいと思うが、将来困るのは児童本人である」との意見もみられた。施設の運営体制については、職員の質量に関する問題に加えて、設備面（トイレ・洗面所・風呂場・居室・たな等）で幼児向きにつくられていない点をあげる意見もあった。また、居室や児童のグルーピングなどで課題があるとの意見がみられた。

（３）養育者について

養育者との連絡は、その内容の前に連絡そのものが取れるかどうかという課題が存在する。問８では、措置変更児童の養育者について、６割以上とれると回答した施設が１３７であり、全体の６０．４％であった。乳児院の場合、入所児童についてこの数値が６９．１％であったことから、若干その数値がさがっていることがわかる。連絡の内容については、問９で「帰省、行事参加などの連絡調整」、「子どもの様子について」、「事務的な手続きについて」の順で選択された。その他の内容としては、連絡がとれた場合の過敏・過剰反応を課題としてあげる意見がある一方で、保護者会などの組織化、親の活動部分と思われる場面にはおおいに働きかけていくなどの積極的働きかけがなされている紹介もあった。

問１０では、養育者からの働きかけについてたずねた。内容としては、「帰省・面会依頼、行事参加などの連絡」、「子どもの様子に関して」、「事務的な手続きについて」が多く、施設側からの連絡内容に対

応するものとなった。その他の意見では、課題としては連絡が取れないこと、親の気分や都合での面会などがあげられている。また、「この時期を目標に引き取るとはつきりしている場合は、お互いの養育の方針などを児童相談所と共に話し合っている」との意見もみられた。

問11では、養育者との関わりで最も課題となっていることについて質問した。この課題については、「養育者に精神病・知的障害などがある場合」、「養育者が子どもをネグレクトしている場合」、「信頼関係の築き方」、「施設と養育者の養育方針の食い違い」、「養育姿勢・生活状況の不安定さ・情緒不安定さ」、「里親委託に対する反発」、「児童との関係の継続」などの問題があげられた。

(4) 乳児院からの措置変更受け入れに関する課題や改善点

問12では、乳児院からの措置変更受け入れに関して全般的課題と改善点を質問した。意見としては、課題として「乳児院と養護施設における生活環境の違い・取り扱いの非連続性」、「3歳児近くまで乳児院にいと、食事や排泄の面で支障をきたすことがある。」ことなどがあげられた。また、改善点としては「年齢だけでなく、発達状況に応じて、措置変更を考えていく必要性」、「措置変更前の見学やお泊まり体験をして、施設の生活に慣れるよう備える。」、「措置変更後も訪問し、意見交換できればと思う。」、「移行期間を長めに取る必要性」、「児童に負担がかからぬよう、状況を詳しく教えて欲しいと思う。」、「措置変更だけではなく、里親委託に力を入れるべき」などの意見が示された。

2-D 郵送調査の考察

2-D-1 乳児院調査に関する考察

この調査からも、利用者調査からでも考

察された援助計画＝自立支援計画が一般的に立てられていないことが明らかになった。これは、当面施設自体が都市部などで定員一杯に入っていることで、中長期的な計画立案が不可能なことや、児童相談所は親子分離で、施設は日々の児童や養育者の対応で手一杯である現状などが背景となっていると考えられる。しかし、援助計画立案がなされていないなかでは、措置変更は乳児院にとってすら突然のこととなる。入所時点から、家庭引き取り、里親・養子縁組、施設変更などの方針がいったん立てられ、それに基づいて養育者と状況の再点検や施設退所に向けた準備がなされる必要がある。このなかでは、当初の方針変更もなされるだろう。

現在の児童相談所機能・人員配置のなかで、養育者とのかかわりを施設入所後も一定の密度で保ち続けることは困難である。また、乳児院には家庭支援専門員が配置できるようになったが、実際の配置状況やもと乳児院が地域に均等配置されていない状況などから、これを乳児院だけに期待することも困難であろう。しかも、連絡がとれなくなる養育者が相当程度存在することも明らかにされた。一方で、利用者調査からは、養育者が施設側と連絡をとりたくてもできないという意見もだされている。すべての養育者との連絡調整を乳児院ができないとしても、ニーズとその把握にミスマッチが一定数存在することは考えられるだろう。児童相談所との連携では、入所時点と措置変更時点での確認や準備作業の重要性が明らかにされたといえよう。また、入所中については行事や帰省以外のコミュニケーションの必要性が指摘できる。利用者調査でも明らかにされたが、具体的には手紙や写真を通じて子どもの様子を知らせることが関係形成に効果がある。また、子育てや生活相談ニーズの存在は、あらため

て地域社会における諸資源の充実の必要性を示唆しているといえるだろう。

それでもなお、連絡がとれなくなるあるいは関係が不調となる養育者については、援助計画の見直しをしていくことになるが、この場合には児童相談所と乳児院との合同ケースカンファレンスなどが必要となる。特に現行制度では、一時保護委託が施設運営を圧迫することが指摘されている。いつ措置に切り替えるかという現実的な判断とともに、一時保護委託費システムそのものの見直しが必要となるであろう。

児童養護施設と乳児院との連携は、養護施設数と乳児院数の差異が前提として考慮されなければならない。児童福祉施設措置が都道府県を単位としておこなわれ、都市部を中心に県外措置がなされるなかで、事前事後の交流の必要性はあるにせよ、それを実現するためには半日単位あるいは一日単位の移動をおこなうとすれば、低年齢児童にとっては疲労の蓄積が大きな課題となる。相互の施設が遠隔地域にある場合には、児童養護施設側からの訪問や宿泊型の交流なども考慮される必要があるが、これらも十分な準備作業と子どもに付き添う人員（宿泊型交流であれば職員も相手先施設に泊まることになる）の確保が必要となってくる。

社会福祉基礎構造改革が实际的な法制度として確立されてくるなかで、利用者への説明責任（アカウンタビリティ）が重要となってくる。乳児院の場合には、病虚弱児の入所も多く、また成長発達途上での罹病はむしろ避けてはいけないケースもある。また、集団生活であるが故に、流行性疾患にかかりやすい面もあろう。児童養護施設への引き継ぎだけではなく、養育者に子どもの状況や病気、その治療についてわかりやすい説明をし、関係を深めていくことも課題である。

2-D-2 児童養護施設の考察

措置変更は、障害児施設もあるが、その多くは児童養護施設が当該児童を引き受けることになる。養育者の状況によって乳児院での生活日数も児童ごとに異なるなかで、児童個々のパーソナリティだけではなく、一定期間特別なケアが必要な児童が児童養護施設に入所してくることになる。調査結果でも示されたように、愛着欲求や夜尿・夜泣きは一定期間続くと考えられ、夜間体制も含めた子どもへのかかわりの改善が必要となってくるであろう。しかしこの児童養護施設を支える内部・外部の人的・物的資源は決して豊かとはいえない。子どもの情緒的な課題からみて、1対1でかかわる体制や、ならし保育の必要性、心理専門職によるサポートが必要であるといえよう。ならし保育は、乳児院の調査結果と考察でも述べたように、同一敷地内や隣接地に乳児院と児童養護施設が設置されていない場合には、物理的な距離のカバーから人員体制の整備までこれを実現するための条件整備が必要となる。また、児童養護施設入所後のフォローアップや乳児院によるアフターケアも課題となろう。

養育者自身の生活課題も乳児院在籍中には解決されずにいる場合が多い。そのなかで、子どもの様子を伝えることは、養育者に対するヒアリング調査でも肯定的にとらえられていた。多くの児童の場合、地域に親が生活をしている状況では、施設も親と無関係の養育の場としてではなく、親と共に子育てをする社会資源として位置づけられる必要があろう。しかし、イギリスにおける1989年児童法下の実践状況調査などにもみることができるよう、親とのパートナーシップ形成は児童の入所期間が長期化するほど希薄化していくことも知られている。児童が施設で生活していることが常

態化するなかで、子どもや施設に関心を失っていく危険性も存在する。子どもと養育者の関係維持や、施設と養育者との関係維持が課題となる。調査では、保護者会など、常に施設との交流や子どもとの関係維持に刺激を与え続ける試みも紹介されている。

子ども自身、養育者にとっても、当面の養育環境の確保とともに、中長期的な展望を持った生活を確保することが重要である。児童養護施設の場合は、自立支援計画の策定が求められるようになった。しかし、有識者へのヒアリングでも指摘されていたように、実際の計画立案が現場でどの程度なされているか、内容はどのようなものとなっているかについては、十分にこれが実施されているとはいえない状況がある。

調査でも、児童相談所との連携も含めて、中長期的な援助計画が立てにくく、場当たりの対応になってしまいがちであるとの悩みを読みとることができた。理想的には、養育者の参加を得て、児童相談所と児童養護施設との3者で計画を立案し、定期的にそれを見直していくことが必要であろうが、これを実現するためにはいくつかの条件整備が必要である。第一に、このような計画は乳児院入所当初から立てられている必要がある。次に、児童相談所が施設入所後も養育者とのかかわりを維持していることが求められる。入所同意をとりつける段階でのかかわりを、入所後も維持することは困難であったり、虐待ケースのようにかかわることが子どもの強引な引き取りをもたらす危険性もあるなかで、児童相談所としての改善策が必要であろう。第三に、養育者が参加することについて、これを養育者の自発性だけに求めるのではなく、参加へのサポート体制を組む必要がある。例えば、生活保護受給世帯には施設訪問における「移送費」の柔軟な活用や、児童相談所・施設・養育者の居所を勘案した会合場

所の設定、養育者が希望する関係者の参加などが考えられる。

2-D-3 郵送調査の総括的考察

乳児院・児童養護施設に対する、それぞれの考察については、既に記述したところである。ここでは、それらのなかで共通する点についてまず触れておく。援助計画策定の必要性がいずれの調査からも指摘できる点である。施設の場合、子どもへの日々のケアに「流され」てしまいがちである。こうしたなかで、日数だけがたっていくなかで措置変更を迎えた場合、十分な引継がなされずに生活の場が変わり、そこでは措置変更による子どもへのさらなるケアだけが追加され、また日々の対応におわれることになる。養育者にとっても、引き取りを考える場合にはその条件整備、長期的な施設利用を考える場合には子どもとの関係維持のための方針などは、援助計画として示されることが必要である。措置変更後、中長期にわたって子どもが施設で生活し、年齢が高くなれば子ども自身にも援助計画＝自立支援計画が示されることになるだろう。

この計画策定の前提としてのインフォームド・コンセントを保障するための施設見学は、養育者にとって必要である。養育者との関係では、乳児院の家庭支援専門員の活用が求められる。養育者とのかかわりは、児童養護施設に措置変更後も継続されることになる。帰省や行事などの参加を促し、養育者の生活の枠組みから子どもが抜け落ちてしまわないためのかかわりが必要となる。養育者の疾病やその他の生活課題については、地域の諸資源とのネットワークによる支援が必要となるであろう。

現行制度を急速に改めることは非現実的であるという視点からは、措置変更時点の子どもの心理的・情緒的不安定感をやわら

げるために、「ならし保育」等、措置変更前後の両施設間の交流が必要である。この必要性は、両種別とも認めるところである。しかし、広域措置や、施設定員の空き具合による措置などで、距離的にこれが困難となる場合もある。人員配置の問題を含めて解決すべき課題がある。同時に、乳児院と児童養護施設が日常的な交流を確保していることも必要となるだろう。子どもにとって、慣れ親しんだ生活環境を変えることになる措置変更は十分な準備のもとでなされる必要がある。児童養護施設への心理職配置は、児童虐待への対応が中心となるが、措置変更児童についても日常的なケアとともに、中長期的な視点からは心理職のかかわりが必要となってくるであろう。

次に、両施設の調査を通じて考えられる点をいくつかあげておこう。乳児院も児童養護施設も、措置変更そのものに大きな課題を感じている。同一敷地内に両施設を保有していない限り、2あるいは3才での措置変更は現行の施設機能や人員配置では対応が非常に困難なかかわりを両種別にもとめている。児童相談所への両施設からの期待や要望も、施設だけでは対応できないことを反映していると思われる。現行の措置変更制度そのものを見直してみる必要もあるだろう。それぞれの調査では、措置制度の改善点や課題を聞く質問を最後に置いた。今回調査では、児童養護施設側から、措置変更年齢の柔軟な対応に加えて、児童養護施設が小規模乳児院を併設すること、乳児院と児童養護施設の一体化などの提案がなされている。乳児院側からは、年齢の延長意見が出されている。これらの意見は、あくまでも、調査としては一部の意見であり、児童養護施設や乳児院全体の意見ではないことには留意する必要がある。平成9年の児童福祉法改正の検討経過のなかでは、児童養護施設と乳児院との関係も組上

にはのぼったが、実際に他の児童福祉施設も含めて施設の再編成は、虚弱児施設を除いておこなわれなかった。現在、児童養護施設・乳児院とも、当時の構想をあらためて見直す作業が開始されている。措置変更をとまなう現在の施設システムをどう考えていくかについては、今回調査の結果なども含めて論議されるべきであるし、日本における里親制度のあり方についても視野に含められるべきであろう。

(松原康雄、金田知子、坂本健、新保幸男、桜井奈津子、村田典子、山本真美、渡辺利子)

3. 利用者調査

3-A 調査の目的

児童福祉施設の利用者を想定する場合、子ども自身と養育者をあげることができる。子ども自身の意見表明については、子どもの権利条約にも規定されていることであり、児童養護施設における高齢児童などを中心に実現されている。この意味で、利用者の参加が一定程度実現されているといえるだろう。ただし、本研究でとりあげる措置変更該当児童については、年齢が低いために、自分自身による意見表明や参加は不可能である。この点について、アメリカ等では子どものアドボケーターを配置する制度があるが、日本においてはこのような制度は存在しない。子どものアドボケーターについては、その名称はおくとしても、子どもの最善の利益という観点から発言し、諸決定に参加する専門職が日本においても創設される必要があるだろう。利用者については、養育者もあげることができるが、このグループに関する研究は、サービス提

供者側からなされたものに限定されている。しかし、当事者からの意見聴取や当事者の決定への参加は、子どもと同様に必要である。本研究では、この観点から主として措置変更に関して養育者の意見を聞くことを目的とした。この調査で留意すべき点は、利用者は当事者の一方であり、一方の当事者である児童福祉施設側の意見も聞く必要がある。この点は、児童養護施設・乳児院への郵送調査と、同一敷地内に両施設を有する法人へのヒアリングをもってあてた。また、実際の調査対象者となった養育者は、乳児院が連絡をとれる状況にあった者で、調査について応諾したグループであることから、意見には一定の偏りがあることにも留意すべきであろう。

3-B 調査の方法

調査対象者は、乳児院から児童福祉施設へ措置変更となった子どもの養育者である。実際の調査対象は、以下の方法で抽出した。乳児院関東ブロックに所属する全施設（51）から1999年度に措置変更となった全児童の養育者に連絡を取り、調査の主旨を説明し、ヒアリングへの同意を取り付ける。このプロセスを経た同意者の連絡先を得て、さらに調査者から再度連絡し、主旨を説明し、ヒアリングに関する同意を得られた者を調査対象とした。人数は、下記に示す通りであるが、承諾者のなかにも、その後調査を拒否された方や調査不可能となった方があり、実際には26人に対するヒアリングとなった。

依頼施設数	51
回答施設数	29
対象者数	189名
承諾数	36名
拒否数	26名
非通知数	36名

連絡不可能数	76名
不明	15名
調査協力者数（実訪問調査数）	26名

調査方法は、訪問調査とした。調査員は、一定の訓練を経た社会福祉士資格を有する者を当てた。ヒアリングは、構造化された面接で実施した。したがって、本調査は、質的な調査であり、主として「利用者の意見」を把握・分析していくことになる。なお、プライバシー保護のために、聞き取ったヒアリング内容は項目ごとに整理したが、特に同意を得た2人については、再度訪問調査を実施し、年齢等一定の属性を明らかにした調査票を資料部分に掲載した。

3-C 調査結果の概要

（1）基礎情報について

☆子どもの年齢

1歳1名、2歳2名、3歳11名、4歳11名、5歳0名、6歳1名

☆調査協力者の年齢

10-19歳0名、20-29歳4名、30-39歳8名、40-49歳7名、50-59歳3名、60-69歳3名、不明1名

☆調査協力者の続柄

父12名、母9名、祖父3名、祖母2名

☆家族構成

両親ともに生活9名、父子家庭5名、母子家庭5名、祖父母家庭5名、不明2名

☆乳児院在所期間

6ヶ月未満3名、6ヶ月以上1年未満2名、1年以上2年未満12名、2年以上3年未満6名、3年以上3名

☆子の入所先施設種別

児童養護施設23名、肢体不自由児施設2名、知的障害児施設1名

(2) 児童相談所について

Q 1. 児童相談所という機関をご存知ですか。

知っている 26 名

知らない 0 名

【利用者の意見抜粋】

- ・市役所の方から紹介された。
- ・病院のソーシャルワーカーから紹介された。それ以前からも娘の非行の事で悩み、存在は知っていた。(相談はしていない)
- ・市役所で教えてもらい、後日訪問した。
- ・何度か相談にのってもらった保健婦を通じて知った。

Q 2. 児童相談所を利用したことがありますか。

ある 25 名

ない 1 名

【利用者の意見】 省略

→「ある」の方はどのようなことで利用されたかをお聞かせください。

相談 24 名

判定 11 名

指導 7 名

一時保護 3 名

【利用者の意見】 省略

Q 3. 児童相談所の職員とは何回ぐらいお会いしていますか。

1-3 回 9 名

4-9 回 7 名

10 回以上 7 名

不明 3 名

児童相談所に来所 17 名

家庭への訪問 11 名

→その時の様子や感想をお聞かせください。

い。

【利用者の意見抜粋】

* 肯定的意見

- ・夫婦で数回児童相談所を訪問しているし、職員の方も数回自宅に訪問し子供の事について話し合った。

* 否定的意見

- ・主に実母が児童相談所に来所。自宅を訪問された事はない。細かく色々聞かれて嫌だった。同じ人が担当。

* その他の意見

- ・祖母が相談に行った時と、乳児院入所、措置変更の時くらい。
- ・児童相談所とは訪問、来所ともに何度も会っている。

Q 4. 児童相談所に対して抱いているイメージをお聞かせください。

【利用者の意見抜粋】

* 肯定的意見

- ・所長にも担当福祉司にも良くしてもらったと好印象。(担当の名前もすぐにでる)
- ・大変お世話になった。よくやってもらった。

- ・良かった。どうしようもないところを助けてもらった。

- ・年度ごとに職員が変わったが、こんなに良くしてもらっていいのかと思うくらい 3 人ともとても良くしてくれた。

- ・担当福祉司にとっても良くしてもらった。不満はない。

- ・児童相談所というより、ワーカー本人をととても信頼し、好意を持っている。

* 否定的意見

- ・冷たい。突き放されたような感じ。

- ・不信感は非常に強い。担当ワーカーとの関係は、面会予定を 2 度ドタキャンされたというようなことから信頼関係が全く築けていない。顔を合わせるのも嫌だ。

＊その他の意見

・母親は家庭で育てたいと考えていた為、対立していたようであまり良く思っていない。父親はそれは無理と考えていた為、印象としては悪く思っていない。

(3) 乳児院および乳児院入所中に関する
こと

Q 5. 乳児院をどのようにお知りになりましたか。

【利用者の意見抜粋】

- ・母子手帳で知り、児童相談所からの紹介で入所。
- ・母子相談員、保健婦に相談して知った。
- ・母親が精神病から保健所に相談→児童相談所→乳児院を紹介される。
- ・市役所から児童相談所を紹介してもらい、児童相談所から乳児院を紹介。
- ・児童相談所の職員が紹介してくれた。
- ・役所より児童相談所を紹介され訪問した際に夜間保育に多大な費用がかかる事が判り、その代替として検討。
- ・児童相談所から聞いて紹介してもらった。施設に入りたい意向で相談していた為、まずパンフレットを見せてもらって考えた。
- ・児童相談所では何の情報提供も無く、「A園に空きがあります」と言われ、入所が決まった。そこが乳児院だという事は入所後、乳児院からの説明で初めて知った。

Q 6. 乳児院に入所するにあたって、きちんと納得できる説明を受けましたか。

受けた	21名
受けない	3名
不明	2名

納得できた	21名
納得できなかった	1名
不明	4名

【利用者の意見抜粋】

＊肯定的意見

- ・良く話しを聞いてもらい、入所についてもきちんと説明が前もってあった。
- ・児童相談所のワーカーが良い施設が一人定員が空いている。場所も近いと父親は了承。特に選択肢は提示されない。入所説明は乳児院に出向き、副院長のケースワーカーから受ける。乳児院のパンフレットと入退所についてのプリント配布。説明内容は(父親の印象)「安心して下さい、すぐに慣れますよ。」というような事が主で細かい説明はあまりなかった。ただ、印象は納得できる説明を受けた。

＊否定的意見

- ・母が同意するしないに関係無く入所の話が進み、説明も同意もなかった。

＊その他の意見

- ・「ここしか空きがありません」という言う方で選択の余地はなかったが、入所できなければ困るので「仕方ない」と思った。
- ・納得するというよりも、誰も引き取れる人がいなかったの、預けられる場所が見つかっただけでもありがたかった。
- ・説明を受けた程度。(児童福祉司から)1週間程前に、決まりましたとの連絡を受けている。
- ・入所前の1週間位前に説明を受ける。
- ・児童相談所の職員より、施設の内容、入所している児童について詳しく説明してもらった。
- ・障害の程度が確定しないのでまず乳児院で預かってもらった。
- ・保健婦から施設入所についての説明は受けていた。

→「受けた」の方は、誰から、いつ、どこで受けたかお聞かせください。

【利用者の意見抜粋】

- ・入所の1週間前に児童相談所で担当福祉司から聞いた。
- ・児童相談所の職員から入所の1、2ヶ月前に児童相談所で受けた。(初回相談時)
- ・施設に入所する2週間前に自宅で。
- ・児童相談所の職員から病院で入所する10日位前に説明を受けた。
- ・児童相談所、2週間の一児保護中に受けた。
- ・自宅で児童福祉司から当日(入所)受けた。数日前から保健婦には施設入所になりそうだと言われていた。(自宅で)
- ・児童相談所職員より入所2～3週間前に児童相談所にて受けた。
- ・入所日に乳児院長から

Q 7. 乳児院職員からの情報提供についての満足度についてお聞かせください。

満足	15名
ふつう	3名
不満	4名
不明	4名

【利用者の意見抜粋】

* 肯定的意見

- ・2、3ヶ月に1回、担当保母から手紙と写真が届いた。子供の成長がわかって嬉しかった。
- ・細かく、体調の変化について報告を受けていた。
- ・とても細かい処遇を受けた。手紙は特別な時だけだが、愛情が感じられた。
- ・子供が家に電話したくなると、すぐにかけてくれる。また、行事があると必ず招待してもらえ、とても満足。安心して預けられた。疑問などがあっても細々と説明してくれた。

* 否定的意見

- ・子供が病気になった際の(責任回避の為の)連絡以外ない。

- ・姉の時、熱が40度出た時に父に連絡が取れずに祖父母のところに連絡があった。それ以外は一切ない。

- ・全くなし。面会時に子供の写真などを見て「こんな事があったのか」と知った。
- ・入所中、子供が肺炎で入院したが、その連絡も無かった。(面会希望の電話をした時に知った)

* その他の意見

- ・施設長からのはげましで頑張ってきたので悪く言いたくないが、満足できるかと聞かれれば不満でした。しかし実母の体のことも考え園で風邪が流行っていると前もって連絡をしてくれたりもした。面会に行けば子供の様子について話もしてくれた。悩みに対して相談にもものってくれた。

- ・本当に良くしてくれたけれど、自分が満足できなかった。面会時間が決まっている事で、その時間内しか自分の子供に会えない辛さがあった。

- ・特に無し。行事予定表が来た程度。本児の状況については外泊の為の迎えの時に乳児院の職員から直接聞いた。施設長とも本児の状況について良く話しをした。

- ・行事案内程度。

Q 8. 乳児院職員やお子さんへの働きかけはしていましたか。

【利用者の意見抜粋】

- ・週に3回は面会に行った。時間は決まっていた10:00～11:30、14:30～16:00。時間には本当に厳しかった。

- ・月に1回必ず面会に行ったり、外泊させたりした。また、母親の面会にも連れて行ったが、乳児院も気を使ってくれた。ただ、子供にアトピーがあるのに気がつかずに放置されたのは困った。外泊中に必ずワセリンを塗っていたが、少し良くなっても乳児院に戻るとまたひどくなってしまったので

言いたかったのと言えなかった。

- ・乳児院が遠い為2回しか面会に行けなかったが、時々電話をして様子を聞いたりしていたと話す。

- ・乳児院なので基本的に外泊（帰省）はなく、本児もした事がない。外出は2回くらいしたとの事。面会はだいたい月1～2回はした。

- ・時間が空くと会いに行っていた。乳児院の職員の子供たちへの対応、働きかけにもとても満足しているし、不満はなかった。月に1回は外泊させていた。

- ・面会を希望しても自由に出来ず、何日も前に施設側に連絡をする必要があった。（月1～2回は面会に行った）外泊は盆、正月しか出来なかった（認めてもらえなかった）

（4）措置変更（乳児院を退所し他施設へ入所すること）に関する事

Q 9. 措置変更があることをどのようにお知りになりましたか。

【利用者の意見抜粋】

- ・2才になってすぐに施設長から伝えられた。

- ・変更の2ヶ月前に児童相談所から連絡があった。

- ・児童相談所より電話にて、近所の施設または乳児院と同じ敷地内の施設と選択できる旨、通知された。

- ・子供が2才1ヶ月の頃に。措置変更の10日前にワーカーからの電話で知った。

- ・乳児院へ入所する時点で、3才を過ぎたら市内の施設へ移れるとの説明を受けていた。

- ・2才になったら措置変更になるという事を入所時に説明を福祉司から受けていた。措置変更の1ヶ月くらい前に再度連絡があった。

- ・措置変更は兄の面会の際に他の養育者の方の話で知った。児童相談所から措置変

更の話があった際に引取りをしたい旨伝えたが、難しいとの事。それならばせめて兄と同じ法人施設への入所を希望した。

- ・あまり意識していなかった。迎えに行っている時に「年齢があがるとフロアが2階になる」と聞いた。

- ・児童相談所ワーカーから。兄と同じ施設に措置変更できるよう、早めに対処したいということだった。

- ・乳児院での親同士の話し合いの中で、措置変更があることは情報として知っていた。

- ・面会希望の電話を乳児院にしたところ「〇〇くんならA施設に（養護施設）移りましたよ」と言われてその時に知った。

Q 10. 措置変更にあたって、きちんと納得できる説明を受けましたか。

受けた 19名

受けない 5名

不明 2名

納得できた 19名

納得できなかった 3名

不明 4名

【利用者の意見抜粋】

* 肯定的意見

- ・印象としては納得できる説明を受けた。実際は措置変更については、年齢がある程度きたら養護施設等に移るという事はいつの間にか知るところになり、当然の事として受け入れている。上の2人の子供は既に養護施設に入所しているのでその施設の施設長に頼み、入所できるという事なので、子供3人一緒の施設へ。

- ・入所時に措置変更の説明を受けており、納得していた。変更先は当日知らされ、児童相談所でパンフレットを見て説明を受けた。

・児童相談所に任せっきりだが、納得できる説明は受けた。内容は“子供の成長にとっても同世代の子供がいる方がいい”等。

***否定的意見**

・年齢が高くなると“遊び”が変わってしまうので養護施設へ移ったほうが良いと言われた。でも、体も小さいし、大きい子供たちがいる施設でうまくやっていたら不安。抵抗してみたけれどだめだった。急に言われた事もあり、戸惑いの方が大きかった。

・説明はしてくれたが納得はできなかった。措置変更の理由としては、知的に障害のある子供は変更が遅くなるが、本児は障害がないので先に変更になるとの事。3才になるまでAにおいて欲しい。3才になったら引き取るつもりだと伝えたが無理だと言われた。養護施設への措置変更か、ひきとりか、祖父母宅へ頼むかどれかを選べと言われたが、そう言われれば施設へ変更するしかなかった。

・知らない間に措置変更になっていた。乳児院、養護施設、児童相談所のどこからも何の連絡もなかった。

***その他の意見**

・児童相談所は引き取りは基本的に不可との見解だったので、兄の入所している養護施設にしてほしい旨を伝える。「まだあなたは若いから」、「無理な状態で引き取っても子供本人の幸せにならない」などの曖昧な理由しか伝えられなかったので不満だが、兄と同じ施設になったのは結果的には満足。

・詳しい説明は受けていないが、市内の施設へ移れるとの事で喜んだ。児童相談所の職員に全て任せていたのでそういうものだったと思った。

・「3ヶ所の中からどこかに決まるであろう」と話された。こちらからの希望ではなく、その後「ここに決まりました」と言わ

れた。たまたま知っている近い施設なので良かった。

・児童相談所職員は全くからんでいない。乳児院の職員を信頼しているため任せた。

・乳児院入所した時に、年齢的にぎりぎりだった為、養護施設入所の話もあった。だけど兄妹一緒にということで、二人一緒に乳児院に入れてもらっていた。だから仕方ないと思った。

・特に注文は「会いに行きやすい地域」だけだった。退所した子の親の中でも評判の良い養護施設だったのであまり心配はなかった。

→「受けた」の方は、誰から、いつ、どこで受けたかお聞かせください。

【利用者の意見抜粋】

・最初に説明されたのは乳児院の施設長、その後児童相談所の先生からいろいろ説明を受けた。児童相談所の先生に施設を2、3ヶ所見学したいと申し出たができないと言われた。施設は1ヶ所を指定された。

・児童相談所の職員から措置変更の1ヶ月くらい前に児童相談所で受けた。

・児童相談所より受ける。措置変更1ヶ月前位。電話にて。

・初めに説明したのは児童相談所のワーカーで、措置変更の10日前に電話で。その後乳児院の職員からも説明してもらった。

・半年くらい前から乳児院からも児童相談所からも受ける。

・措置変更の2週間前、児童相談所の職員より自宅で。

・児童相談所の職員の方から電話で受けた。措置変更の2ヶ月前。

・児童相談所の担当から2ヶ月前に訪問を受けて聞いた。

・乳児院の施設長から措置変更1ヶ月前に乳児院で受けた。

・児童相談所の担当者から1～2ヶ月前に措置変更の連絡。

・乳児院の方から半年前くらいに説明があった。

・児童相談所ワーカーから措置変更の1ヶ月前。

・児童相談所職員より、1週間前頃、祖父の所へ電話連絡があった。

複数あった	3名
あった	6名
なかった	17名
不明	0名

Q 1 1. 措置変更前に措置変更先とはやりとりがありましたか。

あった	10名
なかった	15名
不明	1名

【利用者の意見抜粋】

・当日、訪問（変更の為）が初めてだった。
・兄が入所していたので面会のついでに見学をした。

・何も連絡はなかった。だが、敷地内で良く知っていたので安心していった。

・措置変更先とはやりとりなし。見学などもなし。

・措置変更という意識はなく、年齢によるフロア変更ぐらいの認識しかない。

→「あった」の方は、どのようなことでやりとりがあったか、お聞かせください。

【利用者の意見抜粋】

・見学をしてその施設の説明を受けた（求めた）。面会や決まりについての説明された。

・事前に見学をする。本人も連れて行って周りの子供たちと遊んでみたりした。

・養護施設の様子等、不安感のないように色々説明してくれた。

Q 1 2. 措置変更前に措置変更先の施設見学はありましたか。

【利用者の意見抜粋】

・複数の見学を希望したが、ムリだと言われた。行き先を指定されて、その見学には一度行った。

・何も話しはなかった。

・現実には見学（あらためて）ではないが。1回。施設長と面談。施設に入所した後の予定について聞かれた。

・見学時、ベットの柵に閉じ込められている様子や、自由に動き回れない事に抵抗を感じた。

・児童相談所から兄前に情報を多くもらっており、すすめられた施設に入所を決める事への抵抗はなかった。

Q 1 3. 措置変更時の乳児院の対応についてお聞かせください。

【利用者の意見抜粋】

* 肯定的意見

・とても良かった。

・施設を移るときは、保母さんにも同行してもらい、児童相談所ワーカーと4人で養護施設に向かった。保母さんと別れる時子供がぐずる場面もあったが良く対応してくれた。措置変更後も保母さんに何度か行ってもらった。

・施設長が熱心に対応してくれた。色々な情報を提供してくれたり「土日は子供と過ごしたいので、毎週外泊が可能で且つあまり遠くない所」と希望を伝えると該当する施設を調べてくれた。他の職員も年齢の幅の広い環境で集団生活していけるかと、子の事を心配してくれ、無理の様であれば2才6ヶ月まで入所を延長と言う声もあったが、色々なテスト、検査の結果、大丈夫で

あろうという事で措置変更となった。

・最大限の事をやってくれた。措置変更に関しては乳児院のAさんを信頼して任せた。

＊否定的意見

・“遊び”が違うからという説明をされたけれど、その説明に今も疑問を持っている。担当保母が養護施設までついて来てくれたが、別れる時子供が狂ったように泣いた。そこまでして変更する必要はなかったのではないか。変更先への連絡も不十分。

＊その他の意見

・児童相談所が中心になって進めてくれたので特にはなかったが、当日変更先まで一緒に行ってくれた。

・児童養護施設に入所しないで引き取って一緒に暮らしたらどうかと言われた。しかし、無理な状況だった。

・児童相談所の職員が全部連絡を取り合ってくれた。その結果を報告してくれたので自分たちとの直接の接触はなかった。

Q 1 4. 措置変更時の措置変更先の対応についてお聞かせください。

【利用者の意見抜粋】

＊肯定的意見

- ・とてもいい感じだったので安心した。
- ・引継ぎなども充分やってもらって、良く見てもらっている。
- ・園内の説明をしてくれたが、任せられると思った。
- ・親切に対応してくれたとの事で好印象。ただ、姉の件ではほとんど面会にも行っていなかったので今度は少し来てくださいますと言われ反省したとの事。
- ・細々したことへの配慮もあり、いつでも尋ねることができるように配慮してもらえた。兄弟用に部屋を用意してくれたことなどには大変満足している。
- ・見学時の説明もきちんとしてくださっ

た。母親は1回、夫は2回見学に行き、説明を受けている。

・早く慣れるように、兄の時と同じように気を遣ってくれたようだった。乳児院の時よりも楽しそうに見える。

＊否定的意見

・小さな子供の受け入れ体制が整っていない施設だった。大きい子供を中心に慌しく動いていて預けるのがとても不安になった。

・とにかく事務的だった。しかし印象としてはとても忙しそうなので無理は言えないと思った。

＊その他の意見

・面会について1ヶ月間は遠慮して欲しいと言われた。(子供が施設になれるまでということらしい)

・引継ぎをしている間、施設長と話しをして「1ヶ月くらいは来ないで下さい」等の話しを聞く。

・半年は外泊を遠慮して下さいと言われた。(入所してしばらくしてから)

Q 1 5. 措置変更時の児童相談所の対応についてお聞かせください。

【利用者の意見抜粋】

＊肯定的意見

- ・とても良い。担当福祉司を信頼している。
- ・お世話になったと感じる。心配になったり、困ったりするもとも無いほど親切にやってもらった。
- ・よくやってくれた。
- ・とても親切であった。
- ・変更2ヶ月前にきちんと説明をして下さり、決定してから也十分説明を受けられた。変更当日も付き添ってくれた事は心強かった。

＊否定的意見

・納得できない気持ち、不安な気持ちを伝えては見たが、子供のためということで押

し切られた。大変なところを助けてもらったという意識があったので強く言えなかったが、せめて変更先の施設に十分な説明をしておいてほしかった。

・事務的な連絡事項でしかなかった。「形の上でのことですから」「こちらも仕事でやってることですから」等々の言動に対して非常に不信感。

・児童相談所からの連絡はほとんどなかった。乳児院が児童相談所の下請けのような印象を持っている。関わりは薄い。

＊その他の意見

・乳児院の施設長が中心になって動いてくれており、児童相談所は養護施設入所日に入所先（措置変更先）で会い、話しを一緒に聞いただけ。

・変更が知らないうちになされていた事についての苦情を電話で言ったところ「はい、移りました。連絡が遅れてすみません」と言っていた。

（５）措置変更先施設に関すること

Q 16. 措置変更先職員からの情報提供についての満足度についてお聞かせください。

満足	10名
ふつう	8名
不満	3名
不明	5名

【利用者の意見抜粋】

＊肯定的意見

・面会のたびに写真をもらったり、状態を説明してもらった。

・何か行事があるたび手紙をくれ、それが嬉しい。

・１ヶ月に１回担当職員より電話があり、様子を知らせてくれる。

・面会時に写真をもらったり、様子を聞いている。

・基本的に乳児院と同じで電話も自由に行けるし、何かあるとすぐに連絡してくれる。

＊否定的意見

・ほとんど全くなかったので、乳児院とのギャップが激しかった。一度子供が事故で手術が必要になった時、呼び出されてろくな説明もないまま同意書を書かされた。その事に対しては今でも不満をもっている。あと、施設側の都合でいきなり子供を外泊させなければいけないことが良くあった。仕事をしているので調整するのが大変だった。

＊その他の意見

・何の連絡も無い。面会時に様子を教えてもらっている。

Q 17. 措置変更先職員やお子さんへの働きかけはしていますか。

【利用者の意見抜粋】

・面会を可能な限り、行くようにしている。毎週行くようにしているが、仕事の都合もあり少なくとも２週に一度は行く事は怠らない。

・盆と正月には１週間程度外泊させている。施設が近くなったので何回か面会に行っている。

・初めから養子に出す相談をしていたので、情が移らない様に面会も電話もしなかった。

・毎月第２、第４の金曜日～日曜日夜は必ず自宅へ外泊している。

（６）全体を通して

Q 18. お子さんと一緒に暮らしたいと思ったことはありますか。

ある	25名
ない	1名
わからない	0名

【利用者の意見抜粋】

・本当はずっと一緒に暮らしたいと思っている。しかし体が無理で仕方がない。

・現住所に移って子供が外泊、帰省してきた時。

・金銭、住居、健康、それに主人と子供の関係もあり実現できない。

・条件が整えれば引き取りたい。

・思った事はあるが、体力的、経済的にも自信がなく断念した。

・1才になるまでは一緒に暮らしていた。もし、保育園で預かってくれたら一緒に暮らしていた。

・将来的（小学校就学までには）には引き取る予定。

→「ある」の方は、実際に引き取れるだろう状況になったことはありましたか。

ある 12名

ない 9名

不明 5名

【利用者の意見抜粋】

・小学校にあがったら引き取れる。

・保育園で障害児を預かってくれれば引き取れると思った。

・本児が一人で留守番できるようになったら引き取りたいと考えている。（転校もさせたくないで具体的には小学校入学時）

・自分自身は引き取れる状況になっていると思っている。

・来年の夏くらいには引き取りか、もう一年様子を見るか等と話しを進めている。

→「ある」の方は、実際に引き取れるだろう状況になった際にどなたかに相談しましたか。

した 14名

しない 3名

不明 9名

【利用者の意見抜粋】

省略

3-D 考察

本調査は、養育者の意見を聞いた点で非常に意義深いものであったといえよう。後述するように、実際のサービス提供に関する示唆を得ることもできた。しかし、これらの吟味に入る前に、調査対象者について検討しておきたい。今回調査では、29施設から189名の該当者があげられたが、このうち76名が連絡不可能であった。この内容は、すでに連絡がとれなくなっていたり、入院中・拘禁中であるというものであった。これは、措置変更を要する児童の養育者が生活状況に関して非常に不安定であることを示唆している。したがって、むやみに家庭復帰を進めることには慎重に考える必要があろう。ただし、そのことはファミリー・ソーシャルワークを否定するものではない。今回調査に応諾を与えた調査対象者は、乳児院利用者のなかの措置変更経験者という限定のほかに、調査拒否という意思表示をしなかった人々であり、乳児院や児童養護施設、児童相談所に対しては、否定的な態度に終始してわけではない。調査拒否者や調査が不可能であった人々が持つ意見が、今回の結果と違った傾向を示す可能性もある。また、このような調査回答者であっても否定的な意見が表明されていることも重要であろう。関東ブロックという地域差も存在する。これらの点に着目し、調査結果の考察をおこなっていききたい。

（1）児童相談所について

全体として、直接知するというよりも、地域の役所や関係機関からの紹介によって認知しているようである。接触回数は、1から3回程度にとどまる例が多い。印象は、肯定的なものも否定的なものが含まれてい

た。

(2) 乳児院の入所と入所中に関すること

入所については、他に選択の余地がない点で納得したという意見が多かった。対応については、満足という意見が多かったが、不満では連絡がないことに集中していた。

(3) 措置変更に関すること

措置変更に関する説明時期は、さまざまであり統一されていないことが明らかになった。変更にあたっての説明はおおむねなされているようであるが、説明主体は児童相談所あるいは乳児院とわかれた。変更先との事前の連絡等はあまりなされておらず、見学もほとんどなされていなかった。措置変更時の対応は、乳児院・変更先施設・児童相談所とも肯定的・否定的意見とも示された。肯定的意見では、それまでの信頼関係が前提になることがみられた。否定的意見では、かかわりの密度が薄いことが関係していると思われる。

(4) 措置変更先施設について

おおむね満足との意見が多いが、情報提供について連絡が無いことへの不満がみられた。

(5) まとめ

以上について、第一にインフォームド・コンセントという観点からみると、情報提供時期がまちまちであることから、直前の情報提供で納得せざるを得なかった点については、今後統一的な説明時期が設定される必要がある。また、「その他の意見」でもみられるように、納得あるいは満足しているが、「そのうえで納得し切れていない」という意見が多かった。これは、決定に十分参加していないということと、入所時点・措置変更等の時点で養育者自身も援助を必要としていたと考えることができる。第二に、ケースプランニングという観点からみると、情報提供の時期や方法に加えて、中長期的なサービス提供の計画がた

てられておらず、その場での決定に養育者が振り回されていることが示唆されたといえよう。ケースプランの作成と、その定期的なチェックが必要となる。第三に、措置変更時点でのケアという観点からみると、事前の見学がなされていないなど、養育者にとっても、措置変更が積極的意義を有するものとはなっていないことがわかる。

最後に、今回調査で調査不可能であったグループへの対応の重要性も指摘しておきたい。まさに、このグループこそが社会資源から遠ざけられているのであり、アウトリーチなどの働きかけが必要となる。

(松原康雄)

4. 無国籍児童調査

4-A 調査目的

(1) 国籍について

国籍とは、人が特定の国家の構成員であるための公法上の資格である。ある国の国籍を有する者を、その国の国民という。

国籍どのように決めるかはそれぞれの国の専決事項である。日本では、出生の時に父又は母が日本国民のとき日本国籍を取得するものとされている(父母両系血統主義、国籍法2条1号2号)。これに対してアメリカ合衆国のように父母の国籍に関わりなくその国で出生した者に国籍を付与する国もある(生地主義、なお移民を多く受け入れている国では生地主義をとることが多いと言われている)。また血統主義でも父がその国の国民であるときだけ国籍を付与する国もある(父系血統主義、韓国・イランなど)。

子どもが生まれると、父母の本国の国籍法と子どもが生まれた国の国籍法に照らし、それぞれの国の国籍を有するかどうか